

利用者料金の設定権に関する裁定方針案

令和 4 年〇年〇日
総 務 省

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 35 条第 3 項又は第 4 項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。

総務省においては、電気通信事業者の電気通信設備との接続により提供される電気通信役務に係る利用者料金の設定権に関する裁定の申請を受理した場合、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が利用者料金を設定することを基本的な方針として、裁定を行う。

ただし、特段の事情が認められる場合は、個別に判断する。

なお、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」（平成 15 年 6 月 25 日総務省策定）は、廃止する。

（基本的な方針に基づく利用者料金の設定例）

- 1 固定電話発-携帯電話着の通話（プレフィックスとして事業者識別番号をダイヤルしない通常の通話）

発信側事業者である固定電話事業者が利用者料金を設定することとする。

[考え方]

一般的に、固定電話から携帯電話に通話を発信する利用者は、当該固定電話のサービスを提供する電気通信事業者が利用者料金の支払い先になると認識していると考えられる。

- 2 プレフィックスとして事業者識別番号をダイヤルすることで当該事業者識別番号の指定を受けた中継事業者により中継される通話（通常の通話）

ダイヤルされた事業者識別番号の指定を受けた中継事業者が利用者料金を設定することとする。

[考え方]

利用者は、プレフィックスとして事業者識別番号をダイヤルして通信を発信することで、当該事業者識別番号の指定を受けた中継事業者を利用者料金の支払い先として選択していると考えられる。